

00220

# 鳥取縣公報

◇鳥取縣告示第二百四十三號

昭和二十二年閣令内務省令第一號第八條第一項の規定により東伯郡長瀬村長の候補者につき覺書に掲げる條項に該當する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する

昭和二十三年五月二十八日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、昭和二十三年五月二十九日より  
年六月一日まで

昭和二十三年五月二十八日  
號 外

金 曜 日

本書ノ大キキ 國定規格A列5

鳥取縣公報 每週 曜日發行(休日=當ル)  
火金 曜日發行(休日=翌日)

昭和二十三年五月二十八日(昭和四年四月十五日)  
號 外 (第三種郵便物認可)